

会 議 録

会 議 の 名 称	第45回吉川市都市計画審議会
開 催 日 時	令和8年4月21日(火) 午前10時から11時20分まで
開 催 場 所	吉川市役所201会議室
出席委員(者)氏名	鈴木俊治、秋山栄一、小笠原浩二、金子晴美、佐藤美咲、飯島正義、松崎誠、小川裕嗣、前田明、安永仁椰
欠席委員(者)氏名	宇野直樹
担当課職員職氏名	<p>【幹事】 都市計画部長 中村喜光 都市計画部 副部長兼都市計画課長 宗像浩 都市計画部 開発建築課長 前田智 都市計画部 吉川美南駅周辺地域整備課長 若林博之 都市建設部長 荒川泰弘 都市建設部 副部長兼河川下水道課長 堀江豊 都市建設部 道路課長 監物利明</p> <p>【事務局】 都市計画課 公園緑地担当副主幹 白井哲也 都市計画課 都市計画担当主査 佐藤幸太 都市計画課 都市計画担当主事 西東尚佳 都市計画課 都市計画担当主事 藤本大雅</p>
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 吉川市都市計画審議会の概要について 3 議事 (1) 会長、副会長の選出について (2) 常務委員会の委員の指名について (3) 議第85号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について (4) 議第86号 特定生産緑地の指定について 4 その他 (1) 吉川市の都市計画の概要について 5 閉会 <p style="text-align: right;"><すべて公開></p>
非公開の理由	なし
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	次第、議案書、参考資料、吉川市都市計画審議会参考資料集、吉川市都市計画マスタープラン(令和4年3月改定)

会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	小笠原委員、安永委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	<p>1 開会</p>
司会(佐藤主査)	〔 開会 〕
	<p>【 配付資料の確認 】</p>
司会(佐藤主査)	〔 配付資料の確認 〕
	<p>【 委員自己紹介 】</p>
全委員	〔 委員自己紹介 〕
	<p>【 職員紹介 】</p>
司会(佐藤主査)	〔 職員紹介 〕
	<p>【 定足数確認(会議の成立) 】</p>
司会(佐藤主査)	〔 委員10名が出席し、審議会が成立することを報告 〕
	<p>2 吉川市都市計画審議会の概要について</p>
司会(佐藤主査)	<p>続きます。今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、吉川市都市計画審議会の概要について、私からご説明申し上げます。</p> <p>お手元の「吉川市都市計画審議会参考資料集」の2ページ「吉川市都市計画審議会の概要」に基づき、ご説明申し上げます。</p> <p>まず、審議会の設置の趣旨でございますが、吉川市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づいて設置する市の附属機関でございます。主に吉川市に関する都市計画を決定又は変更する際に、市長から付議された都市計画の案が適当か否かを調査・審議し、その結果を市長に答申することを所掌事務とした、公正かつ専門的な第三者機関として設置しているものでございます。これは、市が都市計画を決定又は変更する前に、第三者機関である都市計画審議会のご意見をお伺いするものでございまして、審議会では、市長から付議された都市計画の案に対し、審議会として賛成か反対か、また、案に対する附帯意見などを市長に答申する機関でございます。このことから審議会では、都市計画の案の決定や否決、また、案の修</p>

	<p>正や条件の付与などを行うものではないので、ご了承ください。</p> <p>次に、審議会の委員構成でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」に基づき、市長が委嘱した委員で組織しております。また、条例により、会長は、学識経験のある者の委員から委員の選挙によって定められており、副会長は、会長が指名するものとなっております。</p> <p>次に、審議会の運営でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」及び「吉川市市民参画条例施行規則」の他、「吉川市都市計画審議会運営規程」により、運営することになっております。</p> <p>なお、会議は、「吉川市市民参画条例施行規則」に基づき、原則、公開することになっており、会議の傍聴に関しては、「吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領」を定めております。</p> <p>また、会議録は、録音機器を使用した要点記録により作成し、作成後、市ホームページなどで公開することになっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。</p>
司会(佐藤主査)	<p>3 議事</p> <p>それでは、これより、議事に入ります。</p> <p>はじめに、「議事1 会長及び副会長の選出について」を議事といたします。議事の進行につきましては、会長が決まるまでの間、中村部長が暫定的に仮議長を務め、議事を進めさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、中村部長、こちらの席に移動をお願いいたします。</p>
仮議長(中村部長)	<p>【 会議の公開・非公開の決定 】</p> <p>[会議の公開の決定]</p>
全委員	<p>[「異議なし」の声]</p>
藤本主事	<p>【 傍聴人の確認 】</p> <p>[傍聴人0名を報告]</p>
仮議長(中村部長)	<p>(1) 会長、副会長の選出について</p> <p>それでは、これより、「会長、副会長の選出について」を議事といたします。</p> <p>会長につきましては、先ほど司会から説明がありましたが、吉川市都市計</p>

	<p>画審議会条例の規定により、学識経験のある者から選挙によって選出することとなっており、また、副会長につきましては、会長が指名することとなっております。</p> <p>まず、会長の選出方法などを含めまして、ご意見など、ございませんでしょうか。</p>
全委員	[意見なし]
仮議長(中村部長)	それでは、会長への立候補やご推薦は、ございませんでしょうか。
全委員	[意見なし]
仮議長(中村部長)	立候補やご推薦の発言がございませんでしたので、事務局からの提案をお願いしたいと思います。
宗像副部長	事務局からのご提案といたしまして、都市計画関係の学識経験者として委員をお引き受けいただきました鈴木委員に会長をお願いできればと存じます。
仮議長(中村部長)	ただいま、事務局から鈴木委員に会長をお願いしたいという旨の提案がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。
全委員	[「異議なし」の声]
仮議長(中村部長)	それでは、鈴木委員よろしいでしょうか。
鈴木委員	[鈴木委員了承]
仮議長(中村部長)	ありがとうございます。それでは、鈴木委員に会長をお願いしたいと存じます。これを持ちまして、会長が決定いたしましたので、私の仮議長の職を辞させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。
司会(佐藤主査)	<p>中村部長ありがとうございました。幹事席にお戻りください。</p> <p>それでは、鈴木会長は、こちらの会長席に移動していただきたいと存じます。</p> <p>【 会長挨拶 】</p>
鈴木会長	[鈴木会長挨拶]

	<p>【 約10分間の休憩 】</p> <p>【 副会長の指名 】</p>
鈴木会長	<p>それでは、皆様、大変お待たせいたしました。休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。</p> <p>それではこれより、議長を務めさせていただきます。委員の皆様方のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、「副会長の選出について」でございますが、先ほど中村部長より説明がありましたとおり、会長が副会長を指名することとなっております。</p> <p>私といたしましては、令和2年から3年にかけてまして埼玉県道路公社の理事長としてご活躍され、技術士の資格もお持ちの、土木関係選出の秋山委員にお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
全委員	〔 「異議なし」の声 〕
鈴木会長	秋山委員、よろしいでしょうか。
秋山委員	〔 秋山委員了承 〕
鈴木会長	それでは秋山委員に副会長をお願いしたいと存じます。秋山委員、こちらの席に移動していただき、ひと言ごあいさつをお願いいたします。
秋山副会長	〔 秋山副会長挨拶 〕
	<p>【 署名委員の指名 】</p>
司会(佐藤主査)	〔 署名委員の説明 〕
鈴木会長	〔 会議録の署名委員について、小笠原委員と安永委員を指名 〕
小笠原委員 ・安永委員	〔 小笠原委員、安永委員了承 〕
	<p>(2) 常務委員会の委員の指名について</p>
鈴木会長	それでは、引き続き、本日の議事を進めてまいりたいと存じますので、ご

宗像副部長	<p>協力のほど、お願いいたします。</p> <p>それでは、「議事2 常務委員会の委員の指名について」を議題といたします。はじめに、幹事から議題の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事（2）の説明 】</p> <p>都市計画部副部長兼都市計画課長の宗像でございます。常務委員会の委員の指名についてご説明申し上げます。</p> <p>常務委員会は、吉川市都市計画審議会条例第7条の規定に基づき、軽易な都市計画の変更を審議するため、都市計画審議会内に設置をすることができるものでございます。</p> <p>なお、都市計画審議会の組織及び運営に関しては、政令により基準が示されており、こちらの常務委員会につきましても、この基準に沿ったものとなっております。</p> <p>常務委員会の組織と運営につきましては、吉川市都市計画審議会運営規程の第5条に定めております。第5条の第1項では、委員構成を「会長」のほか「学識経験者」、「市議会議員」、「市民」の選出区分から、それぞれ2人以内ずつを会長が指名し、最大で7人の委員で組織することとしております。</p> <p>また、一つ飛ばして、第3項では、常務委員会の決議をもって審議会の決議とすること、第4項では、常務委員会で決議した際は、出席していない委員にも速やかに報告することとなっております。そして、第2項で、常務委員会で取り扱う軽易な事項として、2つの都市計画の変更を定めております。</p> <p>一つ目は、都市計画の名称の変更、二つ目は、生産緑地地内における建築行為の制限の解除がなされた場合の変更となっております。</p> <p>この議事は、常務委員会を設置し、会長が委員を指名することについてお諮りするものでございます。なお、今年度につきましては、本市において、生産緑地を初めて指定した平成8年から30年を経過する年にあたり、多くの地区で特定生産緑地の指定、及び生産緑地地区の廃止に係る手続きが予定されていることから、原則として全ての委員の皆様にご出席いただく中で、ご審議いただくことを考えております。</p> <p>「常務委員会の設置について」の説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事（2）の質疑・審議 】</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、幹事から議題の説明がありましたが、はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいた</p>

全委員	<p>します。</p> <p>〔 発言なし 〕</p> <p>【 議事（２）の採決 】</p>
鈴木会長	<p>それでは、私から常務委員会の委員を指名させていただきます。常務委員会では、主に生産緑地地区の都市計画の変更が予定されることから、学識経験者の選出区分から、農業関係の宇野委員、環境関係の佐藤委員、市議会議員の選出区分から、飯島委員、松崎委員、市民公募の選出区分から前田委員、安永委員</p> <p>以上、6名の方と私の7名で組織したいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>〔 「異議なし」の声 〕</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。それでは、宇野委員、佐藤委員、飯島委員、松崎委員、前田委員、安永委員、よろしく願いいたします。</p> <p>（３）議第８５号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について</p>
鈴木会長	<p>それでは、「議事（３）議第８５号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。</p> <p>はじめに、幹事から議題の説明をお願いいたします。</p> <p>【 議事（３）の説明 】</p>
宗像副部長	<p>「議第８５号 越谷都市計画生産緑地地区の変更」についてご説明申し上げます。議案書の２ページをお開きください。</p> <p>今回初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、はじめに生産緑地制度の概要について、ご説明申し上げます。</p> <p>生産緑地制度とは、市街化区域内において、公害や災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を、都市計画法に基づく都市計画として定め、計画的な保全を図る制度でございます。</p> <p>なお、都市計画としては、一つ一つの生産緑地を個別に取り扱うのではなく、市内の全ての生産緑地をまとめて、吉川市の「生産緑地地区」として定めております。この生産緑地地区に定められますと、生産緑地法において、</p>

その土地を使用・収益する権利がある方は、農地等として管理しなければならず、建築等の行為が制限されることとなります。

このような義務や制限が課される一方で、本来であれば、市街化区域内農地として、宅地並みの課税がなされる固定資産税や相続税については、軽減等の税制措置が受けられることとなっております。

以上のように、生産緑地制度につきましては、都市計画法による都市計画として定める生産緑地地区に対して、生産緑地法や税制措置が適用される仕組みとなっております。

続きまして、吉川市の生産緑地地区についてご説明申し上げます。

吉川市の生産緑地地区については、現行の制度が定まった後の平成8年に、既存の市街化区域内の農地等の権利者に意向確認を行い、当初の都市計画決定を行っております。また、その後の土地区画整理事業の実施に合わせ、土地の権利者の意向により、計画変更を行ってまいりました。

近年は、主たる農業従事者の死亡や営農継続が困難となったことにより、農地としての管理ができずに行為制限の解除を求める方が増えており、現在は、13地区、約1.22ヘクタールと当初決定と比べて、面積としては3分の1程度となっております。

続きまして、生産緑地制度の手続きについてご説明申し上げます。先ほどご説明申し上げましたとおり、生産緑地制度の手続きに関しては、都市計画法と生産緑地法により取り決めがなされております。

はじめに、土地所有者の申出を受け、都市計画法の下で、都市計画決定の手続きを行い、生産緑地地区として指定します。この手続きの中で、本審議会にお諮りし、答申をいただくこととなります。この都市計画決定の手続きを経て、生産緑地地区に指定されることによって、生産緑地法が適用され、所有者には、農地等としての管理義務と建築等の行為制限が求められることとなります。その後、土地所有者が、農地等としての管理を続ける中で、管理を行う主たる農業従事者の死亡などによって営農の継続が困難となった場合や、指定後30年が経過した場合などに、生産緑地を継続するか否かを判断し、継続しない場合には、市への買取申出を行うことができます。これは、生産緑地に行為制限があり、不動産としての譲渡性が欠けていることを踏まえ、まずは市町村に買取を求めることができるとされているものです。買取申出を受け、市町村では買取の必要性を検討することとなりますが、市町村が農地等として管理し続けることは難しく、また、公園等の公共施設利用も可能ですが、周辺環境や基盤整備の状況等を踏まえると、公共事業として相当な必要性が生じることは少なく、市町村で買取を行うケースは非常に少ない状況です。

当市におきましても、これまで買取を行った生産緑地はございません。買い取らない場合には、市は、所有者にその旨を通知するとともに、別の農林漁業希望者へ生産緑地のあっせんを行うこととなります。市では、農業委員

会に照会を行っておりますが、市街化区域内ということで、売買価格や賃借代が高額となり、採算性が低くなるため、あっせんは難しいものとなっております。あっせんが不調となると、生産緑地法により、買取申出日から3か月を経過すると、所有者に課せられていた建築等の行為制限が解除となります。

このような生産緑地法に基づく一連の手続きを経て、生産緑地を廃止又は面積を減少することに関して、再び都市計画法に基づき、生産緑地地区に関する都市計画の変更をすることとなり、この変更手続きの中で、本審議会へ付議をすることとなります。以上が、生産緑地制度の説明でございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。今回の都市計画の変更は、生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限が解除されたため、第12号生産緑地地区、面積約0.1ha及び第13-1号生産緑地地区、面積約0.13haを廃止するものでございます。

次に、議案書の5ページをお開きください。第12号生産緑地地区及び第13-1号生産緑地地区の位置は、JR武蔵野線吉川駅の北東約1.9kmに位置しております。詳細につきましては、議案書の6ページをご覧ください。赤の斜線で示してある部分が、当該生産緑地地区でございます。

次に参考資料の6ページ「経緯の概要」をご覧ください。第12号生産緑地地区及び第13-1号生産緑地地区につきましては、主たる従事者である土地所有者が営農を行ってまいりましたが、農業に従事することを不可能にさせる故障により営農が困難となったため、土地所有者から市へ相談があり、令和7年10月6日に生産緑地法第10条第2項の規定に基づき、買取りの申し出がございました。申し出を受けまして、関係機関に照会をいたしました。公共施設用地としての利用の予定がないことから、令和7年11月5日に市から土地所有者へ買い取ることが出来ない旨の通知をいたしました。その後、令和7年11月6日に市から農業委員会へ、引き続き農業の従事を希望する方への取得のあっせんを行いました。こちらも取得の希望をする方がいらっしゃらず、不調となりました。そして、令和8年1月6日に買取りの申出から3か月が経過したことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地内における行為制限の解除となり、その旨を市から土地所有者へ通知しました。この行為制限の解除を受けまして、都市計画の変更手続きを進め、令和8年2月25日から令和8年3月11日まで都市計画法第17条第1項の規定に基づき、越谷都市計画生産緑地地区の変更(案)の縦覧を行ったところ、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。

「議第85号 越谷都市計画生産緑地地区の変更」についての説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【 議事(3)の質疑・審議 】

鈴木会長

ありがとうございました。ただ今、幹事から議題の説明がありましたが、

	はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。
安永委員	今回対象となっている生産緑地の近くに神社があると思いますが、公園として活用しても問題ないと思います。この生産緑地の近くに公園もなく、桜の木も見受けられないので、公園を造って桜の木を植えても良いのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。
鈴木会長	それでは、幹事から説明をお願いいたします。
宗像副部長	この場所には、現時点では公園の計画はございませんので、買い取って公園を整備するというのは難しい状況です。 ご質問いただいたとおり、この場所の近くには集会所があるなど、公共用地としても一般的にもふさわしい土地だろうということも含めて、当初、生産緑地地区に指定したところでございますが、具体的な計画がない土地を市の税金を投入して購入するという事は説明が難しいものであり、今回は買い取らないという判断をしたところでございます。
鈴木会長	安永委員、いかがでしょうか。
安永委員	この土地の今後の計画を教えてくださいませんか。
鈴木会長	それでは、幹事から説明をお願いいたします。
宗像副部長	土地所有者様からは様々な土地利用の検討をしているが、具体的な計画については決まっていないと伺っております。
鈴木会長	安永委員、いかがでしょうか。
安永委員	具体的には当該地にはどのような建物が建てられるのでしょうか。
鈴木会長	それでは、幹事から説明をお願いいたします。
宗像副部長	当該地は工業地域で、建ぺい率60%、容積率200%が指定されておりますので、その用途地域にふさわしい土地利用が図られるものと考えております。工業地域に一般的に建てられるものとしては、工場や倉庫のほか、店舗や住宅なども建築可能となっております。学校は建てるできません。

鈴木会長	安永委員、いかがでしょうか。
安永委員	はい、分かりました。
鈴木会長	それでは、先程挙手をされていた前田委員、ご質問をお願いいたします。
前田委員	第13-1号生産緑地地区は約1,300㎡あり、生産緑地を廃止した後、開発行為にかかると思われるが、接道要件は問題ないのでしょうか。
鈴木会長	それでは、幹事から説明をお願いいたします。
宗像副部長	第12号生産緑地地区と第13-1号生産緑地地区は同じ所有者の土地になります。また、第12号生産緑地地区と第13-1号生産緑地地区の間の土地も同じ方が所有しておりますので、それぞれ単体で見ると接道要件を満たせるのかと懸念するところではありますが、第12号生産緑地地区と第13-1号生産緑地地区の間の土地も併せて利用することが可能だと思いますので、おそらくそのような土地利用をしていくことになるかと想定しております。
鈴木会長	前田委員、いかがでしょうか。
前田委員	はい、分かりました。
鈴木会長	他に、ご意見、ご質問等はございませんか。
全委員	[発言なし]
	【 議事（3）の採決 】
鈴木会長	それでは、「議第85号 越谷都市計画生産緑地地区の変更」について採決をいたします。 原案につきまして賛成する委員は挙手をお願いいたします。
全委員	[挙手]
鈴木会長	ありがとうございました。ご異議がないものと認め、賛成することに決定いたします。

鈴木会長	<p>(4) 議第86号 特定生産緑地の指定について</p> <p>それでは、「議事(4) 議第86号 特定生産緑地の指定について」を議題といたします。</p> <p>はじめに、幹事から議題の説明をお願いいたします。</p> <p>【 議事(4) の説明 】</p>
宗像副部長	<p>「議第86号 特定生産緑地の指定」についてご説明申し上げます。議案書は8ページをお開きください。</p> <p>はじめに、「特定生産緑地制度」について、ご説明申し上げます。</p> <p>特定生産緑地制度は、生産緑地の所有者の意向を基に、生産緑地地区の都市計画の告示日から30年が経過するまでに、市が生産緑地を特定生産緑地として指定することで、買取の申出ができる時期が10年延長され、固定資産税や相続税の軽減等の税制措置が継続される制度でございます。なお、特定生産緑地の指定は、告示から30年を経過するまでに行うこととされており、30年経過後は特定生産緑地として指定できないことになっております。</p> <p>続きまして、特定生産緑地の指定に係るスケジュール感についてご説明申し上げます。当市におきましては、平成8年10月28日に生産緑地地区の指定を行っており、令和8年に30年が経過いたします。従って、特定生産緑地の指定をする場合は、令和8年10月までに生産緑地法の手続きを行う必要があります。このため、令和7年度から生産緑地の土地所有者を訪問し、特定生産緑地制度についてご理解をいただいたうえで、特定生産緑地指定の意向の確認を行いました。その後、利害関係人を含めて、特定生産緑地指定の意向が固まった土地所有者から、順次「確認書」のご提出をいただき、相続税の関係で抵当権が設定されている場合の国への同意等の確認を行ってまいりました。</p> <p>生産緑地法第10条の2第3項に「特定生産緑地を指定する際は、都市計画審議会の意見を聞かなければならない。」と定められていることから、本日、審議会にお諮りするものでございます。</p> <p>続きまして、土地所有者の「特定生産緑地の指定意向」について、ご説明申し上げます。現在、市内の生産緑地地区は、13地区ございます。そのうち、7地区については、特定生産緑地を指定する意向でございます。次に、表の一番下になりますが、2地区は、議第85号でご審議いただいたもので、廃止手続き中で、1地区は、土地所有者の意向確認中で、残り3地区のうち、2地区は告示から30年経過後、速やかに買取申出を行い、土地活用を図っていきたい意向を伺っております。最後の1地区については、3筆を一団の農地として生産緑地に指定されており、2筆については30年経過後、買取</p>

申出を行い、1筆は生産緑地地区として継続する意向を伺っております。

第6号生産緑地地区は、中央地区に位置し、道路を挟んで東西で一団の農地を形成しております。東側の2筆については、告示から30年が経過する令和8年10月以降に買取申出を行い土地活用を図り、西側の1筆については、特定生産緑地の指定はせず、生産緑地地区を継続する意向を承っております。税負担が重くなることなど、制度について丁寧に説明させていただきましたので、十分にご理解いただいた上で、10年以内に土地活用を図る可能性などを考慮して、生産緑地地区の継続を選択されたものと考えております。

関連して、生産緑地の面積要件緩和についてご説明申し上げます。生産緑地地区を都市計画に定めるには、法律で一団で500㎡以上の区域とする面積要件が設けられておりますが、市町村が条例で面積要件を300㎡までに引き下げることができます。先ほどご説明した、第6号生産緑地地区は、2筆の生産緑地地区を廃止すると、残った農地の面積が458㎡となり500㎡を下回り、生産緑地地区の指定が継続できなくなる、いわゆる「道連れ解除」が発生することになります。このため、市では、令和8年3月議会において「吉川市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例」の議決をいただき、生産緑地地区を指定する際の下限面積を300㎡以上としております。

特定生産緑地の指定意向について整理いたしますと、特定生産緑地の指定が7地区、生産緑地の継続及び買取申出が1地区、買取申出が2地区、意向確認中が1地区、廃止手続き中が2地区、合わせまして13地区となっております。

改めまして「議第86号 特定生産緑地の指定」について、ご説明申し上げます。

本議案は、生産緑地地区中、第1号、2号、3号、16号、17号、19号、20号の7地区について、生産緑地法第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地に指定しようとするものでございます。

生産緑地地区の現況について、ご説明申し上げます。第1号生産緑地は、吉川二丁目に位置し、面積は549㎡です。参考資料の現況写真のとおり、現在、隣接する鉄塔の電線張替え工事のため、一時的に工事ヤードとして使用されております。これは、生産緑地法第8条第1項但し書きの「公共施設等の設置もしくは管理に係る行為」として行っているものでございます。写真のとおり、従前は農地として利用されていた状況を確認しております。なお、事前に工事計画について報告を受けており、現時点では工事は令和8年夏頃に完成予定であり、その後は、営農を継続していただけると伺っております。

その他の地区につきましては、農地として管理されていることを確認しております。詳細は議案書の指定図と参考資料の写真をご参照ください。

	<p>「議第 86 号 特定生産緑地の指定について」の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
	<p>【 議事（４）の質疑・審議 】</p>
鈴木会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、幹事から議題の説明がありましたが、はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。</p> <p>ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>[意見なし]</p>
鈴木会長	<p>特にないようですので、特定生産緑地の指定については委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて進めていただくようお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく、終了いたしましたので、これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>４ その他</p> <p>(１) 吉川市の都市計画の概要について</p>
司会(佐藤主査)	<p>鈴木会長、委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続き、「その他」といたしまして、「吉川市の都市計画の概要について」につきまして、都市計画課長の宗像より、ご説明させていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
宗像副部長	<p>【 吉川市の都市計画の概要についての説明 】</p>
司会(佐藤主査)	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か、ご質問などはございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>[発言なし]</p>
	<p>５ 閉会</p>
司会(佐藤主査)	<p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会の内容は、全て終了いたしました。なお、今年度の都市計画審議会の開催予定でございますが、８月頃と</p>

2月頃の2回、それぞれ生産緑地に関する議案に関しまして諮問を予定しております。取組みの進捗に応じて、審議会の開催の見通しがつき次第、委員の皆様にお伝えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして、第45回吉川市都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様、大変お疲れ様でございました。お忘れ物のないよう、お気を付けてお帰りください。本日は、大変ありがとうございました。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 8 年 5 月 20 日

署名委員 小笠原 浩二 (自署)

署名委員 安永 仁椰 (自署)